

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越 啓雄 外50名

被告 千葉県知事 外2名

準備書面(26)

平成21年6月17日

千葉地方裁判所民事第3部合議5係 御中

被告千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴

義 聖



被告千葉県知事外2名指定代理人

鵜 沢

広 行



川 島

雄 子



被告千葉県知事指定代理人

高 澤

秀 昭



古谷野

克 己



張 替

慎 市



渡 邊

政 利



松 村

和 秋



地 曳

俊 雄



元 吉

博 保



被告千葉県水道局長指定代理人

柴崎	博	光	
小池	満	司	
高野	幸	宏	
奥富	武	雄	

被告千葉県企業庁長指定代理人

篠原	健	一	
永田	一	海	
柏原	憲	夫	
諏訪田		暁	

被告らが八ッ場ダム建設事業に参画することの利水上及び治水上の必要性等に関する主張については、被告らの準備書面（20）の26頁以下において従前の主張を整理して反論し、同（22）及び同（23）により、被告らの従前の主張の補充をしているが、原告らは、平成21年6月1日付けで準備書面（第19）を提出し、嶋津暉之氏外1名の再意見書（以下「嶋津ら再意見書」という。甲58号証）に基づく主張を展開している。そこで、被告らは、嶋津ら再意見書に対する再意見書（乙403号証。以下「被告らの再意見書」という。）を提出するとともに、本準備書面において、原告らの各主張に対する被告らの従前の主張の箇所を指摘しつつ、新たな主張に対しては反論をすることとする。

なお、原告らの主張には、八ッ場ダム建設事業への参画と関連性があると認められる主張と関連性が低いと思われる主張とがあるため、前者については、被告らの再意見書に基づき、第1及び第2において要点を述べ、後者については、被告らの再意見書の26頁以下の記述に譲ることとする。また、第3及び第4において、原告らが提出した書証に関する被告らの従前の主張の補充ないし反論を行う。

第1 八ッ場ダムの利水について

1 千葉県水道局の水需給について

(1) 千葉県水道局の水需要予測について

ア 原告らは、千葉県水道局が平成13年7月に千葉県水政課へ回答した「長期水需給の見通しと供給計画について」（以下「平成13年回答」という。）における水需要予測に比べ、平成20年5月に千葉県総合企画部水政課（以下「千葉県水政課」という。）へ回答した「長期水需給の見通し」（以下「平成20年水道局推計」という。）の水需要予測では大幅に下方修正し、原告らが十分に余裕を見て合理的に予測した値に近くなった、また、平成20年水道局推計では、平成13年回答の予測手法をあっさり捨てて、原告らの予測手法と同様の手法を採用しているなどと主張する（原告ら準備書面（第19）の5～7頁）。

イ 平成20年水道局推計の内容に対する被告らの主張については、被告らの再意見書（乙403号証の3～6頁）及びそこに掲げた乙号証に述べられているとおりである。

千葉県水道局の予測手法には変更はなく、見直し時点の最新のデータを反映させて予測を行っているものである。原告らの予測手法は、近年の短期的傾向のみをとらえた大雑把な机上計算によるものであり、千葉県の実情に沿った合理的な予測とはほど遠く、水を将来にわたり不足なく安定的に供給する責務を持つ水道事業体にとっては、原告らの手法は到底採用できるものではない。

（2）千葉県水道局の水需要予測と確保水源について

ア 原告らは、平成20年水道局推計で、千葉県水道局の給水区域の1日最大給水量は、平成13年回答時より14万6900 m^3 /日の減となっており、千葉県水道局が得る予定の八ッ場ダム水源量12万4000 m^3 /日を上回るから、被告らの推計によっても八ッ場ダム建設事業への参画の必要性はなくなっていると主張する（原告ら準備書面（第19）の7・8頁）。

イ 千葉県水道局の確保水源については、平成20年7月に改定した「利根川及び荒川水系における水資源開発基本計画」（以下「第5次フルプラン」という。乙346号証の1・2、乙355号証）による利根川水系上流ダム等の安定供給可能量を基にすると、123万8600 m^3 /日は106万6700 m^3 /日にまで低下することとなり、そのため平成27年度の1日最大給水量（111万3100 m^3 /日）を満たすことができず、供給すべき水が不足することが見込まれるのであり、千葉県水道局が確保している安定水源（123万8600 m^3 /日）は、給水区域への安定供給のために必要であり、上記確保水源に含まれる建設中の八ッ場ダムの早期完成が望まれるところである。

この点に関しては、被告らの再意見書（乙403号証の6・7頁）及びそこに掲げた乙号証に述べられているとおりである。

（3）千葉県水道局の保有水源と新規水源開発について

ア 原告らは、千葉県水道局の合理的な保有水源の評価量は、江

戸川・中川緊急暫定、農業用水合理化及び地下水を保有水源として評価し、千葉県上水道の利用量率を96.5%とすれば、約121万6000m³/日であり、平成20年水道局推計の平成27年度の1日最大給水量予測値111万3100m³/日を約10万m³/日上回るから、八ッ場ダム等の新規水源開発は不要である、仮に千葉県水道局の水源から農業用水合理化をはずし、千葉県水道局がとる利用量率(95%)を用いても、現保有水源は116万4000m³/日あるので、平成20年水道局推計の平成27年度の1日最大給水量予測値を充足することが可能となり、八ッ場ダム等の新規水源開発は不要であると主張する。(原告ら準備書面(第19)の8~12頁)。

イ 千葉県水道局の保有水源についての原告らの評価は、不適切な利用量率を設定し、水利権制度の趣旨(江戸川・中川緊急暫定、農業用水合理化あるいは地下水源の性格)や第5次フルプランで示されたダム等の安定供給可能量を無視しているものであり、その主張は、要するに千葉県民に給水不足の甘受を迫っているようなものである。千葉県民に対する給水責務のない者が、実情に基づかない机上の論理を振りかざし、無責任な主張を繰り返しているに過ぎない。

この点に関しては、被告らの再意見書(乙403号証の8~11頁)及びそこに掲げた乙号証に述べられているとおりである。

2 2/20の渇水年における安定供給可能量の低下について
(1) 第5次フルプランにおいて、2/20渇水年における安定供給可能量の低下が示された理由について

ア 原告らは、第5次フルプランにおいて、都市用水の需要の減少傾向の中で需要予測の面から新規水源開発の必要性を示すことが困難になったので、新規水源開発の新たな理由として、2/20渇水年の安定供給可能量への対応が考えられたと主張する(原告ら準備書面(第19)の13頁)。

イ 水資源開発施設等の利水安全度については、国は、第5次フ

ルプラン以前から、その低下を懸念し、利水安全度の適正評価と安定供給可能量の再検討の必要性を認識し指摘していたのであり、千葉県を含む関係都県においても同様であって、需要予測の面から新規水源開発の必要性を示すことが困難となったために今回新たに考え出されたものではない。原告らの主張は誤りである。

この点に関しては、被告らの再意見書（乙403号証の11・12頁）及びそこに掲げた乙号証に述べられているとおりである。

（2）ダム使用権設定予定者に対する参画水量との関係について

ア 原告らは、各都県の水道事業及び工業用水道事業のダム使用権設定予定者は、可能となる取水量に見合う負担割合でダム建設費の一部を負担するのであるから、渇水年には予定の供給ができないならば、負担金額は対応して少なくなるべきであり、ダム建設事業への参画決定後に、そのことを示すのは契約の不履行であると主張する（原告ら準備書面（第19）の13頁）。

イ 上記主張については、本件と同様の事件についての東京地裁判決においても否定されているが、自然現象という回避し難い事由により、当初計画した水量よりも取水できる水量が減少する年が生ずるからといって、そのことが直ちに建設費負担金を減額すべき事由にはならず、また、千葉県における2/20渇水年の安定供給可能量の低下率による水源量の評価は、水の安定供給の維持という観点から、千葉県が必要性を認めて取り入れたものであるから、負担金の減額に当然に結びつくものではない。

この点に関しては、被告らの再意見書（乙403号証の12・13頁）及びそこに掲げた乙号証に述べられているとおりである。

（3）2/20渇水年における安定供給可能量の計算方法について

ア 2/20渇水年における安定供給可能量の計算について、原告らは、①国土交通省関東地方整備局は、第5次フルプラン案における2/20渇水年の安定給可能量の計算資料に係る情報

公開請求に対して実質不開示とし、情報公開法を蔑ろにした、②利根川の上中流部で取水された水はほとんどが利根川に戻ってくるのだから、開発水について還元を設定しないのは実態を無視している、③基準地点の確保流量が実際の必要量よりもかなり大きめに設定されおり、現実と遊離した条件が設定されているため、ダム貯水量が急減して、2/20 渇水年における安定供給可能量が大幅に低下するという結果が出ているのであって、現実にあわせた条件設定をすれば、供給可能量の低下率ははるかに小さい値になることは确实であると主張する（原告ら準備書面（第19）の14～17頁）。

イ 上記計算方法に関して、①関東地方整備局では、情報公開法等に基づく適正な手続による情報開示が行われており、また、②開発水について還元量を設定しないのは、還元量を事前に正確に把握することは極めて困難であること、新規開発水量はほとんどが東京都や埼玉県等で利用されることになっており、取水後の配水先は荒川等で利根川への還元量はほとんどないこと等から、利水計画上還元量を見込むことは適切でないと考えられていることによるものであり、③基準地点の確保流量についての原告らの主張は、異なる前提条件での流量等を比較したことによる見当違いの主張であって、その主張は、社会生活に大きな影響を与えるような事態となることを容認するものであり、到底認められるものではない。

この点に関しては、被告らの再意見書（乙403号証の14・15頁）及びそこに掲げた乙号証に述べられているとおりである。

（4）2/20の渇水年における安定供給可能量の低下に関する被告らの主張について

ア 原告らは、被告らが八ッ場ダム建設事業等への参画を継続するために、第5次フルプランが示した2/20の渇水年における安定供給可能量の大幅な低下を新たな理由として考え出したが、国土交通省のずさんな計算による2/20の渇水年における安定供給可能量の低下へ対応するために、八ッ場ダム等の保

有水源量を確保する必要があるという被告らの主張は、現実と遊離した無意味なものであると主張する（原告ら準備書面（第19）の17頁）。

イ 利水安全度の適正評価と安定供給可能量の再検討の必要性については、千葉県水政課が平成15年1月に作成した「千葉県の長期水需給」にもあるように、以前から認識していたのであり、この期に及んで新たに考え出したといわれるようなものでは全くなく、国土交通省の計算も適正なものであって、原告らの見方は、お門違いも甚だしいものである。

この点に関しては、被告らの再意見書（乙403号証の16～18頁）及びそこに掲げた乙号証に述べられているとおりである。

3 千葉県企業庁の水需要予測と確保水源について

(1) 千葉県工業用水の水需給について

ア 原告らは、千葉県工業用水道の1日最大給水量等の実績が趨勢としての増加傾向は見られなくなっているのに対し、平成20年3月に千葉県水政課に回答した「長期水需給の見通し」（以下「平成20年工水推計」という。乙356号証）においては、平成27年度で103万 m^3 /日と修正したものの実績との乖離はまだ大きく、また、経済成長率を工業用水の基礎指標とすることにも初歩的な誤りがあると主張する（原告ら準備書面（第19）の19・20頁）。

イ 千葉県工業用水の水需要予測については、あくまで今後の水需要動向を見るための、また、千葉県全体の長期水需要の基礎資料とするためのものに過ぎず、各受水企業が千葉県企業庁に申し込んだ水量（契約水量）を基に水源を確保しているものであり、また、経済変動の拡張に伴う工業用水道使用量の増加は当然のことである上、国においてもフルプランの需要想定を行う際に経済成長率を用いているところである。

この点に関しては、被告らの再意見書（乙403号証の18・19頁）及びそこに掲げた乙号証に述べられているとおりであ

る。

(2) 千葉関連4地区の工業用水の水需要予測と確保水源について

ア 原告らは、千葉関連4地区工業用水道(千葉地区工業用水道、五井姉崎地区工業用水道、五井市原地区工業用水道、房総臨海地区工業用水道)における水源の融通は既に行われているから、千葉関連4地区全体で水需給を考えることができるとし、千葉関連4地区の平成27年度の1日最大給水量が約4万 m^3 /日の下方修正が行われたので、千葉関連4地区の現保有水源を3~7万 m^3 /日下回るから、ハッ場ダム等の新規開発水源の必要性は明確になった、また、1日最大給水量の供給に支障がない水源が確保されていればよく、契約水量に対応する水源を確保しなければならないという合理的理由はないと主張する(原告ら準備書面(第19)の17~22頁)。

イ 原告らは、平成20年3月に千葉県企業庁が策定した「千葉県工業用水道事業中期経営計画」甲55号証)で示した「水運用」を水源の融通とする主張をしていると思われるが、「水運用」と水源の融通とは異なるものであり、千葉関連4地区全体で水需要を考えることができるなどという原告らの主張は、誤りである。

また、工業用水道における契約水量については、千葉県企業庁は、受水企業に安定的かつ確実に契約水量分の工業用水を給水する義務があることから、契約水量分の水源を確保しなければならないものであり、単純に、実績に基づく推計値等から水源に余裕があるなどと言えるものではない。

この点に関しては、被告らの再意見書(乙403号証の20~23頁)及びそこに掲げた乙号証に述べられているとおりである。

第2 ハッ場ダムの治水について

1 ハッ場ダムの治水効果について

(1) 原告らは、被告らの反論は概念的な話を書き並べているだけであって、ハッ場ダムが実際にどの程度の治水効果を持つのか、そ

れによって千葉県が実際にどの程度の恩恵を受けるのか、具体的なデータに基づく反論は一切なく、千葉県は治水効果を具体的なデータで示す責務がある、また、八ッ場ダムが集水面積及び洪水調節容量ともに利根川上流ダム群の中で最大のダムだといっても、八ッ場ダムの上流域における降雨は利根川本川の洪水の発生に対応することはほとんどないから、集水面積及び洪水調節容量の大ききでダムの治水効果が決まるものではなく、そのような八ッ場ダムの治水効果に依拠して治水対策を進めることは危険である、さらに、上流部での洪水波形は下流に流れるにつれて小さくなるので、ダム地点での調節効果は下流に行くほど小さくなるから、八ッ場ダムから遠く離れた千葉県では、八ッ場ダムの治水効果が一層小さくなっていくから、ほとんど治水効果はないなどと主張する（原告ら準備書面（第19）の36～38頁）。

- (2) これらについては、これまで被告らが再三述べてきたとおり、八ッ場ダムには大きな治水効果があり、下流域の都県が八ッ場ダムの建設によって受ける治水上の利益は非常に大きいことは明白なことである。

治水計画は様々な降雨パターンを考慮するとともに、流域の社会情勢等を考慮して総合的に判断し決定されるものであり、利根川本川下流の洪水被害を軽減するために様々な降雨の時間分布や地域分布に対応することは、治水安全度の向上と確保に必要不可欠なことである。また、利根川水系の治水対策の基本は、役割分担に応じた各種施策毎に着実に整備を進めることにより、全体として治水安全度を向上すべきものであり、どれか一つ欠けても利根川水系の治水計画は成立しないものである。

下流都県の特定区間に対応する八ッ場ダムの治水効果の大小のみをもって、治水安全度を論じることは全くもって的外れな考えであり、八ッ場ダムを含めた上流ダム群の整備は、千葉県利根川沿川を含む利根川全川にわたり効果を発揮し、利根川水系の治水計画を成立させるためには必要不可欠な施設なのである。

この点に関しては、被告らの再意見書（乙403号証の23～25頁）及びそこに掲げた乙号証に述べられているとおりである。

2 河川改修の緊急性について

- (1) 原告らは、被告らがダムと河川整備をバランスよく進めることが必要との一般論を述べるだけで、利根川の各ダムの治水効果、利根川の堤防の状態を何も調べようとしないのは、県民の安全を真剣に考えていないことの現れであり、利根川と江戸川の千葉県側の堤防は、すべり破壊、パイピング破壊の安全度が1を大きく下回っているところが随所であり、洪水時に破堤の危険性のあるところが多く、ハッ場ダムの建設に予算を注ぎ込む一方で、喫緊の課題である堤防強化対策を後回しにしていると主張する（原告ら準備書面（第19）の38・39頁）。
- (2) 利根川の堤防の状態については、河川管理者である国は、河川堤防は浸透等に対する安全性が必ずしも十分ではない場合があるとの認識により、堤防の安全性を調査し危険性の高い箇所から対策を実施していくこととしている。また、千葉県では利根川・江戸川の堤防整備の推進も必要であると考え、国に対して提案・要望を行っており、これに対して、利根川・江戸川の高規格堤防整備を筆頭に、国は堤防の浸透対策を含め堤防強化に資する工事を着実に整備実施しており、放置したなどということは全くの事実無根である。

この点に関しては、被告らの再意見書（乙403号証の25～26頁）及びそこに掲げた乙号証に述べられているとおりである。

第3 ダムサイトの危険性について

ハッ場ダムのダムサイト岩盤については、被告らの準備書面（12）の4～18頁及び同（20）の37～39頁において整理し、同（23）の20～23頁において、坂巻幸雄氏の意見書（甲D5号証）に関して従前の主張を補充しているが、原告らが、甲D30号証として、坂巻幸雄氏の意見書及び証言についての意見照会（乙371号証の1）に対する国土交通省の回答（乙372号証。以下「H20ダムサイト回答」という。）への反論書を提出したので、以下、坂巻氏ないし原告ら（以下単に「原告ら」という。）

の主張が誤りであることについて、まとめて明らかにする。

1 ダムサイト岩盤の脆弱性、危険性について

(1) ダムサイトの継続的な調査について

原告らは、H20ダムサイト回答は、現時点までにダムサイト基礎岩盤の安全性が十分に明らかにはなっていないことを認めており、また、国土交通省が示した見解は、2004年に改訂したダム建設費が、今後実施される調査の中で、金額増の変更を伴わないことを保証できる調査レベルにならないことを示していると主張している。

この点については、被告らの準備書面(12)4～18頁、同(23)20～23頁、原告らの主張についての意見照会(乙274号証)に対する国土交通省の回答(乙275号証。以下「H19ダムサイト回答」という。)1頁、H20ダムサイト回答1頁で述べられているとおりであり、現在も継続的な調査・検討を行い、未確認要因による事業への影響をできるだけ回避するようリスク管理の考え方を適用し、調査精度の向上を図っている。八ッ場ダムにおいて、地質調査レベルを理由に建設費が膨大に跳ね上がることは考え難い(坂巻氏の反論(甲D30号証)についての意見照会(乙399号証)に対する国土交通省の回答(乙400号証の1。以下「H21ダムサイト回答」という。)3頁)。

(2) 基礎岩盤の評価・岩級区分について

原告らは、基礎岩盤の評価・岩級区分について、ボーリング資料に基づく割れ目間隔・割れ目性状と割れ目の幅や割れ目の広がり等の定量的指標であるルジオン値とを考慮し、総合的に判定すべきである、また、国土交通省は、いまだ岩盤中に発達する亀裂について、成因や分布の規則性などを基にした岩盤割れ目モデルを構築できておらず、グラウチングによって安全性が保証されるとは言い難いと主張している。

原告らが指摘する岩級区分については、技術基準等に基

づく評価や専門家からの意見聴取により適切に行われている。また、基礎岩盤対策については、すでにグラウチング計画が立案されており、割れ目系の考察は実施済みである（H21ダムサイト回答3・4頁）。

（3）左岸山裾部のCL級岩盤について

原告らは、平成19年度の追加調査によって、擾乱帯がCM級主体の岩盤であるとした国土交通省の判定を裏付ける確実な証拠はない、また、擾乱帯のCM級とCL級の区別を示す証拠として、シュミットハンマー試験やエコーチップ試験による強度測定比較がなされていないという指摘に対する、国土交通省の一般論による批判は的外れである、さらに、擾乱帯一帯に分布する断層は、一連の断層帯と見るべきであり、断層帯中の岩盤の一部にCM級が発見されたからといって、必ずしもそれがその地域を一般的に代表するものではないし、むしろ断層帯とみるべきかどうかについて議論し、その見解を明らかにするべきであると主張している。

原告らが指摘する岩盤評価については、平成17年度の横坑調査によりCL級岩盤の分布が確認されてはいるが、CM級主体と判定しているものである。また、強度測定比較については、ハンマー打診による判定で十分であることから、強度測定比較を実施する必要がなかったものである。さらに、断層の評価については、強度や透水性の把握ができれば十分であって、原告らの指摘はダムの設計上意味のないものである（H21ダムサイト回答4・5頁）

（4）右岸上流部変質帯について

原告らは、ボーリング密度と熱水変質体の幅とを比較して、ダムサイト周囲に変質帯が及んでいないと断定するのは誤りである、また、コアの白色変質について、岩石中に含まれる膨潤性鉱物粘土の含有量を調べることもなく、従前の調査で事足りりとする国土交通省の見解に疑問を抱かざるを得ないと主張している。

原告らが指摘する熱水変質帯の分布については、ボーリング調査や横坑調査を組み合わせて立体的に実施し、ダムサイト近傍ではほとんど分布していないことが確認されている。また、膨潤性粘土鉱物については、グラウチングによる地下水の移動抑制等により変質帯へ変化し拡大することは考えられない（H21ダムサイト回答5頁）。

2 ダム基礎岩盤の高透水性について

原告らは、ダム基礎岩盤の高透水性に関する国土交通省の見解は信用できないうえ、ボーリング調査の方法が不適切なので、河床深度以深を難透水性と判定するには問題がある、また、左岸山側部の透水性について、左岸部でのボーリングデータ等から、高ルジオン値の分布域は広くないとする国土交通省の主張は虚偽である、さらに、圧力-注入量曲線については、限界圧あり型などが示す岩盤亀裂の異常状態を検証することなく、グラウチング技術で対応できるという考えは安易であり、机上の空論であると主張している。

原告らが指摘するダム基礎岩盤の難透水性の判定については、適切な配置や深度を設定したボーリング調査の結果によるものであり、調査密度の多少は問題ではない。また、左岸山側部の透水性については、地下水位面等の確認を目的としたボーリング調査の結果、地下水位以下ではルジオン値が低いことを確認しており、国土交通省の見解が虚偽だなどと言えるものではない。さらに、圧力-注入量曲線については、すでに岩盤亀裂を考慮したグラウチング計画（乙400号証の2参考資料①）が立案されており、坂巻氏の主張は理想論に過ぎず実際の施工を知らない者の主張でしかない（H21ダムサイト回答7～9頁）。

3 グ라우チング技術指針について

原告らは、グラウチング技術指針の改訂経緯とダム建設が可能となった経緯とが妙に符合する、また、グラウチング技

術について、国土交通省から進歩した技術や八ッ場ダム基礎岩盤に適用の可否について説明がなく、グラウチング技術によって基礎岩盤の脆弱性に対処できるという証明はなされていないと主張している。

グラウチング技術指針の改訂経緯については、H20ダムサイト回答（13頁）やH21ダムサイト回答（10・11頁）のとおり、現時点での技術力を踏まえ、ダム毎に合理的な施工ができるよう見直しをしたものであり、原告らの主張は根拠のない歪曲した主張である。

また、H21ダムサイト回答参考資料④（乙400号証の2）のとおり、グラウチング技術指針の改訂には、地質解析法の進歩による地盤透水性把握の精度の向上、データ処理・解析を正確・迅速に行うコンピューター管理システムの普及、それによる基礎地盤の条件に合わせた注入圧力、配合、注入量等の適正管理が可能となったことなど、様々な技術の進歩が背景にあり、それらの技術を前提として、現場状況を詳細に検討した上で、岩盤亀裂を考慮したグラウチング計画が立案されているのであり、八ッ場ダム計画の基礎岩盤への対処については問題ないと判断されている。

4 ダムサイトの下流の断層について

原告らは、ダムサイトの下流にある断層（露頭）は、地層境界になる断層として群馬県表層地質図（甲D5号証の2）に明示されており、この断層系とダム基礎岩盤中にみられる断層系との比較・検討が必要であるが、国土交通省は、断層に対する理解や調査等がないままに、費用対効果を無視したダム建設を進めていると主張している。

ダムサイトの断層分布については、これまでの調査により設計に必要な精度は得られており、原告らが指摘する調査の必要はない。また、原告らの主張には、原告らが指摘する断層がダムサイトにどのように影響するのかという根拠が示されておらず、私的な見解に過ぎない（H21ダムサイト回答1

2頁)。

5 小括

ダムサイト地盤の問題は国の事業施工上の技術問題に過ぎず、もとよりこのような事柄は千葉県住民監査請求における監査委員の監査の対象となるものではなく、ひいては住民訴訟の審理の対象となるものでもない。被告らの準備書面(20)の(3)(39頁)に述べたように、ダムサイト地盤の問題は技術的に解決し得る問題でしかなく、原告らの主張は、主張自体失当のものでしかない。また、原告らのこのような主張は、被告らの準備書面(24)第1(3~8頁)において述べたように、住民訴訟制度の著しい濫用として不適法却下されるべきことを裏付けているといえる。

第4 マスコミ報道について

原告らから新聞報道に関する書証(甲69号証、甲70号証)が提出されているが、被告らが平成21年2月23日付けで提出した「進行についての意見」についての意見書4頁ウにおいて、他の新聞報道(乙384号証)について述べたのと同様に、記事の内容は公正中立とは言い難く、事実を誤認ないしゆがめたものを多分に含んでいる。これらの新聞報道は東京地裁の判決に向けて原告らが自ら情報提供を行った内容であると思われるが、他地裁には未提出であり、貴庁にのみ提出されたものである。

以上のとおり、乙384号証を含むこれら新聞報道は、本件に係る資料としては、全く不正確なものであることを念のため申し述べておきたい。

第5 ハッ場ダム建設事業に係る負担金の支出の専決について

ハッ場ダム建設事業に係る負担金について、原告らの求釈明に対して平成21年3月31日付け「求釈明に対する回答書」をもって平成16年9月11日から平成21年3月31日までの支出状況を回答したので、当該支出の原因となる支出負担行為及び支出命令に

係る専決の根拠規則等について、平成16年9月10日以前の支出に係るものも含め、改めて説明する。

なお、平成16年9月11日以降の支出の際に適用された専決区分に係る各規則等該当欄の内容は、平成16年9月10日以前の支出の際のものと同じであり、当該規定の改正はされていないので申し添える。

1 治水に係る専決について

(1) 千葉県において、治水に係るダム建設費負担の支出の原因となる支出負担行為（地方自治法第232条の3）をなす権限を本来的に有するのは、地方公共団体の長である千葉県知事であるが（同法149条2号）、千葉県においては、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。乙230号証）5条1項（同規則別表第二 支出負担行為の欄の負担金補助及び交付金のその他）の規定により、1件の金額3000万円以上の負担金の支出負担行為については部長の専決とされ、1件の金額3000万円未満の支出負担行為については課長の専決とされている。

(2) この支出負担行為を受けて、地方自治法232条の4第1項の規定により出納長（平成19年4月1日以降は会計管理者）に対して支出命令がなされ、この支出命令を発する権限を本来的に有するのも千葉県知事であるが、千葉県においては、支出命令も上記と同様に財務規則5条1項（同規則別表第二 支出命令の欄のその他）の規定により、1件の金額5000万円以上の負担金の支出命令については部長の専決とされ、1件の金額5000万円未満の負担金の支出命令については課長の専決とされ、財務規則65条に定めるところにより専決している。

本件では、平成15年度については土木部長、平成16年度以降については県土整備部長が支出負担行為及び支出命令の双方を専決している。1件の金額の関係から、本件での課長の専決はない。

(3) そして、上記支出命令を受けて、地方自治法170条により会計事務の権限を本来的に有する出納長（平成19年4月1日以降

は会計管理者)は、同法232条の4第1項及び第2項の規定並びに財務規則67条に定めるところにより支出(国庫に納付)している。

(4) 以上については、現時点において変更はない。

2 利水に係る専決について

(1) 千葉県水道局長

ア 利水に係るダム建設費負担の支出の原因となる支出負担行為及び支出命令をなす権限を本来的に有するのは、水道事業を所管する公営企業管理者たる千葉県水道局長である(地公企法8条1項)が、千葉県水道局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「水道局財務規程」という。乙232号証)4条の2(同規程別表第一 支出予算の執行の欄の負担金及び水源分担金)の規定により、1件の金額2000万円未満の支出負担行為は部長(本件では水道局管理部長)が専決できるとされている。

なお、本件では支出負担行為については、金額にかかわらず全て水道局長が決裁している。これは、当該支出負担行為を重要な事務であると判断したためである(水道局財務規程4条の3)

イ この支出負担行為の決定を受けて、支出命令がなされ、この支出命令を発する権限を本来的に有するのも水道局長であるが、水道局財務規程4条の2の規定により、金額にかかわらず、支出命令は課長の専決とされている(同別表第一 支出請求の欄)。

本件における支出命令は、水道局管理部総務企画課所管に係るものであることから、総務企画課長の専決事項であり、同課長が専決している。

ウ そして、上記支出命令を受けて、地公企法28条1項ないし3項の規定により出納その他の会計事務を行う企業出納員が支出(国庫等に納付)している。

(2) 千葉県企業庁長

ア 利水に係るダム建設費負担の支出の原因となる支出負担行為及び支出命令をなす権限を本来的に有するのは、工業用水道事業を所管する公営企業管理者たる千葉県企業庁長である（地公企法8条1項）が、千葉県企業庁財務規程（昭和49年千葉県企業庁管理規程第7号。以下「企業庁財務規程」という。乙234号証）5条1項（同規程別表第三 支出予算の執行の欄の十その他）の規定により、1件の金額5000万円未満の支出負担行為は部長（本件では企業庁工業用水部長）が専決できるとされている。

本件の特定多目的ダム建設工事費負担金及び水源地域対策特別措置法に基づく負担金の支出負担行為については、金額にかかわらず全て企業庁長が決裁しており（企業庁財務規程6条1項）、また、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担金については、工業用水部長が専決している。

イ この支出負担行為を受けて、支出命令がなされ、この支出命令を発する権限を本来的に有するのも企業庁長であるが、企業庁財務規程5条1項の規定により、金額にかかわらず、支出命令は課長の専決とされている（同別表第三 支出請求の欄）。

本件における支出命令は、企業庁工業用水部工務課（平成20年4月1日以降は同部管理課）所管に係るものであることから、工務課長（平成20年4月1日以降は管理課長）の専決事項であり、同課長が専決している。

ウ そして、上記支出命令を受けて、地公企法28条1項ないし3項の規定により出納その他の会計事務を行う企業出納員が支出（国庫等に納付）している。

(3) なお、千葉県水道局においては、原告らが対象とする平成21年3月31日までは上記のとおりであるが、平成21年4月1日からは事務の移管があったことから、上記専決権者のうち、水道局管理部長は技術部長へ、水道局管理部総務企画課長は技術部計画課長へ、それぞれ変更になっている。

以上の点を除き、現時点において変更はない。

以上